DEDICA
—DEDICATED LAWYERS—

改正税関法：輸出入企業が知るべき7つのポイント

2027年3月1日施行

根拠：2026年8月23日付第11/2026/QH16号法（税関法の一部の条項を改正・補充する法律）

www.dedica-law.com · david@dedica-law.com · 039 969 0012

目次

本記事の内容

01	通関後検査の期限	3
02	電子商取引プラットフォームを通じた輸出入貨物	4
03	納税保証倉庫	5
04	補充申告	6
05	コンプライアンス管理	7
06	貨物の保管期間	8
07	輸出貨物の税関価格	9

通関後検査：最長20日、一度に限り最長20日の延長が可能

改正前	2027年3月1日から
税関申告者の事務所において：最長10営業日、一度に限り10営業日を超えない範囲で延長可能 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*80*条第*2*項*a*号	**検査決定の公表日から20日以内、一度に限り20日を超えない範囲で延長可能** 通関後検査の期間は検査決定で定め~~、最長10営業日とする。検査時間は検査の開始日から起算する~~**る。検査期間は検査決定の公表日から20日を超えないものとする**；検査の範囲が大きい場合又は内容が複雑な場合、~~署名した~~検査決定権者は、一度に限り延長することができ、~~延長期間は10営業日以内とする；~~**延長期間は20日以内とする。** 税関法第*79*条第*2*項（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*25*項による改正）

電子商取引プラットフォームを通じた輸出入貨物は通関手続が必要

改正前	2027年3月1日から
規定なし	第16a条第1項：電子商取引プラットフォームを通じて輸出入される貨物は、通関手続を行わなければならず、税関の検査及び監督を受ける。 第16a条第2項：ベトナム国内の組織・個人が電子商取引プラットフォームを通じて海外と貨物を売買する場合、電子的な識別及び認証を行わなければならない。電子商取引プラットフォームの運営者は、電子的な識別及び認証を行う際、税関当局の電子商取引データ処理システムと接続する責任を負う。 第16a条第3項：電子商取引プラットフォームの運営者、保税倉庫事業者、運送事業者又はその代理人、及び電子商取引プラットフォームを通じて輸出入される貨物に関係する組織・個人は、貨物に関する情報を税関当局に提供する責任を負う。

税関法第*16a*条（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*4*項による新設）

納税保証倉庫は税関法に規定されなくなる

改正前	2027年3月1日から
法律に納税保証倉庫の規定があった 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*4*条第*9*項	**第4条第9項は廃止；第61条、第62条、第63条から納税保証倉庫に関する内容が削除** ~~第4条第9項：納税保証倉庫とは、通関済みであるが未納税の輸入原材料・資材を、倉庫所有者の輸出貨物の生産のために保管する倉庫をいう。~~ 第*4*条第*9*項は第*1*条第*1*項*b*号により廃止；第*61*条、第*62*条、第*63*条は第*1*条第*18*項による（第*11/2026/QH16*号法）

6か月
2027年3月1日から

法律の施行日後も在庫として残る、納税保証倉庫に搬入済みの原材料・資材
輸出貨物の生産のために輸入され、納税保証倉庫に搬入された原材料・資材が本法の施行時点後も在庫として残っている場合は、本法の施行日から06か月の間、税関法第54/2014/QH13号第III章第5節の規定に従って処理する。
第11/2026/QH16号法第4条第1項

補充申告：補充申告ができる最終時点が変更

改正前	2027年3月1日から
通関手続中の貨物：申告書類の直接検査の通知前 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*29*条第*4*項*a*号	**通関手続中の貨物：税関検査の通知前** 税関申告者は、~~申告に誤りがあると判断した場合、~~次の場合に補充申告を行うことができる：a) 通関手続中の貨物：税関当局が~~申告書類の直接~~検査を通知する前； 税関法第*29*条第*4*項*a*号（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*12*項*a*号による改正）
通関済み貨物：通関日から60日以内、かつ通関後検査・調査の決定前 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*29*条第*4*項*b*号	**通関済み貨物：監督区域を通過する貨物の搬出停止の決定及び通関済み貨物に対する検査の時点を追加** b) 通関済みの貨物：通関日から60日以内であって、~~税関当局が~~**監督区域を通過する貨物の搬出停止、**通関後検査、調査**、通関済み貨物に対する検査**の決定前。ただし、補充申告の内容が輸出入許可、又は貨物の品質、衛生、文化、動植物検疫、食品安~~全に関するものである場合を除く。~~**全に関するものである場合を除く；** 税関法第*29*条第*4*項*b*号（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*12*項*a*号による改正）

法令を遵守する税関申告者は、通関の優先処理と検査の免除・軽減を検討

改正前	2027年3月1日から
コンプライアンス管理に関する規定なし	**法令を遵守する税関申告者は、優先的な取扱いと検査の程度の免除・軽減が検討される** **第17a条第2項：法令を遵守する税関申告者については、輸出、輸入、出国、入国及び通過に関する活動について、通関手続の優先的な実施、並びに税関の検査・監督、通関後検査及びその他の業務活動の程度の免除又は軽減を検討する。** 税関法第*17a*条第*2*項（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*6*項による新設）

貨物の保管期間：保税倉庫は24か月、小口貨物（LCL）集荷場所は180日

改正前	2027年3月1日から
保税倉庫：12か月、一度に限り12か月を超えない範囲で延長可能 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*61*条第*1*項	**保税倉庫：倉庫への預入日から24か月以内** 保税倉庫**に**預け入れた貨物は、預入日から~~12~~**24**か月を超えて保管してはならない~~。ただし、正当な理由がある場合、当該保税倉庫を管理する税関局長は、一度に限り、12か月を超えない範囲で延長することができる。~~。 税関法第*61*条第*1*項（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*18*項による改正）
小口貨物（LCL）集荷場所：90日、一度に限り90日を超えない範囲で延長可能 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*61*条第*3*項（第*2*段落）	**小口貨物（LCL）集荷場所：集荷場所への搬入日から180日以内** 貨物は、小口貨物（LCL）集荷場所に搬入された日から~~90~~**180**日を超えて保管してはならない~~。ただし、正当な理由がある場合、当該集荷場所を管理する税関支局長は、一度に限り、90日を超えない範囲で延長することができる。~~。 税関法第*61*条第*2*項（第*2*段落）（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*18*項による改正）

輸出貨物の税関価格：「販売価格」から「実際の価格」へ

改正前	2027年3月1日から
貨物が輸出ゲートに至るまでの販売価格 統合版税関法（第*54/VBHN-VPQH*号）第*86*条第*2*項	**貨物が輸出国境ゲートに至るまでの実際の価格** 輸出貨物の税関価格は、貨物が~~輸出~~**輸出国境**ゲートに至るまでの~~販売価格~~**実際の価格**とし、~~保険料及び~~国際運送費**及び国際保険料**を含まない。 税関法第*86*条第*2*項（第*11/2026/QH16*号法第*1*条第*29*項による改正）
~~販売価格~~	**実際の価格**

お問い合わせ

DEDICAの弁護士および法務専門家チームが、いつでもサポートいたします。ぜひ今すぐご連絡ください。専門的なご相談と法務サービスをご提供します。

企業・投資 | 継続的な法律顧問 | 紛争解決
刑事 | M&A（合併・買収） | 商標・著作権

住所

ホーチミン市 スアンホア（Xuân Hòa）坊 ハイバーチュン（Hai Bà Trưng）通り171番 A&Tビル11階

電話

+84 39 969 0012

メール

david@dedica-law.com

サイト

www.dedica-law.com

お電話またはメッセージでご相談ください。